

藤沢市市税条例の一部改正について  
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2011年(平成23年)9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

#### 藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項から第5項までの規定中「3万円」を「100000円」に改め、同条第8項中「第6項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項を同条第10項とし、同条第6項中「3万円」を「100000円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 法第473条のたばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて同条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合は、100000円以下の過料に処する。
- 7 法第599条第1項の特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなくて同項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合は、100000円以下の過料に処する。
- 8 第43条又は法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項の法人又は個人が正当な理由がなくてこれらの条項に規定する申告書をその提出期限までに提出しなかった場合は、100000円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、申告を怠った場合の過料に関する規定が改められたことに伴い、本市の条例においても同様の改正をする必要による。